伊方町の農林水産業支援





農業等支援について　・・・・・1
水産業支援について　・・・・・5
その他支援について　・・・・・7

伊方町農林水産課

町では、高齢化及び担い手不足が深刻な状況となっているなか、農業や水産業等の就業者を一人でも多く確保するため、新規就業者支援や機械設備に対する補助に取り組んでいます。

農業支援

新規就農に係る支援

●農業就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。

対 象 者	認定された個人
対象年齢	49歳以下
対象期間	最大２年間
補助金額	165万円/年
そ の 他	相談はJAまたは愛媛県にお問い合わせください。

●農業経営開始資金

就農して間もない新規就農者の経営安定化を図るため、年間最大165万円を交付します。

対 象 者	認定された個人
対象年齢	49歳以下
対象期間	最大３年間
補助金額	165万円/年

●新規就業者支援対策補助

人口の減少、高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっていることから、農業を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するため、研修経費及び就業経費の支援を行います。

対 象 者	新規就業者
対象年齢	18～45歳
対象期間	営農開始から3年以内
補助金額	継承就農 50千円/月 独立就農100千円/月

●短期研修参加助成金（Ｉターンサポート事業補助金）

実施主体	JA西宇和
対 象 者	40歳～44歳
補助金額	5日間/30,000円以内 10日間/60,000円以内



●研修者支援事業（Ｉターンサポート事業補助金）

実施主体　JA西宇和
対 象 者　就農準備資金を受給されている者
対象期間　２年以内
補助金額　月額6万円（年額72万円）

営農活動に係る支援

●農林漁業振興事業補助金

国や県の補助対象とならない農業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整えます。

実施主体　個人又は法人
補助範囲　事業費5万円を超える金額（税別）
補 助 率　認定農業者　　1/2
　　その他農業者　1/3
補助金額　上限50万円

●担い手総合支援事業（経営定着・発展）

多様な担い手を確保・育成するため、経営発展等の支援により、意欲ある担い手を確保します。

実施主体　認定農業者
補 助 率　県1/3、町1/3
要　　件　申請には地域計画への位置付け、年度内の農地貸借、１件当たり50万円以上の農業用機械・施設に限る。
整 備 例　農業用施設（ハウス等）
　　農業用機械（ドローン等）


（農業用施設（ハウス）の様子）

●果樹経営支援対策事業

将来に渡り果樹農業の維持発展を図り、農業経営の安定化及び競争力のある産地づくりを目指します。

実施主体　JA西宇和
補 助 率　国1/2、町2/10、個人3/10
整 備 例　モノレール、用水かん水施設等



●果実供給力強化支援事業

　儲かる愛媛ブランド産地強化等を推進する取組を支援することで、果実供給力の強化を図る。

実施主体　JA西宇和
補 助 率　県1/3、町1/3
整 備 例　動力車、台車、雨よけハウス、ドローン等

●日本型直接支払制度

　農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

1．多面的機能支払交付金

2．中山間地域等直接支払交付金

3．環境保全型農業直接支払交付金

実施主体　活動組織、集落協定、農業者団体

農道に係る支援

●農道開設補助金

　農産物の生産性の向上を図るため、受益者が農道を開設する費用の補助を行います。

実施主体　個人又は法人
補助金額　1,000円/m・生コン代等
要　　件　３戸以上であること
　　距離100m以上
　　幅員2.1m以上　など



（園内道の様子）

有害鳥獣対策に係る支援

●捕獲隊支援事業補助金

　有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、免許取得費用等の補助を行います。

実施主体　伊方町有害鳥獣連絡会
補助金額　町8/10　個人負担2/10
　①狩猟免許取得・更新手数料
　・新規取得　　5,200円
　・異種新規取得　3,900円
　・免許更新　　2,900円
　②猟友会費
　・第１種（銃）　12,800円
　・わな　　10,300円



●銃砲所持許可支援事業

新規取得者確保を図るため、初期費用の一部を助成します。

実施主体　個人
補 助 率　銃の購入1/2（上限3万円）
保管ロッカーの購入1/2（上限2万円）
許可申請に係る経費10/10

●鳥獣害防止施設整備事業補助金

農作物被害が深刻化・広域化していることから、鉄筋柵及び電気柵の導入の補助を行います。

実施主体　JA西宇和
補 助 率　県1/3、町1/3

●有害鳥獣被害防止対策事業補助金

緊急を要する場合に、町単独事業で補助を行います。

実施主体　個人
補助要件　新規設置のみ対象
※補修、修繕は対象外
※町税等を滞納していないこと
補 助 率　1/2
（1箇所あたり10万円を上限）
補助対象　防護柵整備費
（鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）
そ の 他　申請は年度１回



電気柵設置の様子



鉄筋柵設置の様子

その他農業に係る取組

●農業支援センターだよりの発行

伊方町、農業委員会、ＪＡ、愛媛県地域農業育成室等からの支援策や情報提供を行います。

発行回数　年３回

●末端更新事業

かん水用の弁類やライザーの老朽化が進んでいるため、更新して安定的な営農を目指します。

●畑かん施設維持補修事業（土地改良区補助）

畑かん施設の修繕に要した費用の一部を支援します。

水産業支援

新規就業に係る支援

●新規就業者支援対策補助

対 象 者	18～45歳、3年以内
補助金額	継承就業　50千円/月 独立就業　100千円/月

●新規漁業就業者育成強化事業

新規漁業就業者の漁船取得及び燃料代等の消耗品に係る経費の一部を支援します。

対 象 者	新規就業者を育成する漁業協同組合
事業種別	初期費用支援 漁業活動支援
補 助 率	2/3 ※県と町を合わせた補助
補助金額	上限額2,200千円
そ の 他	具体的な事業内容や採択条件、対象となる物品及び経費等については、お問い合わせください。

保全活動等に係る支援

●漁業生産力・水産多面的機能強化対策事業

国の制度を活用し、水産業・漁村が有する「海の安全管理」、「環境・生態系保全」等の多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう、漁業者等が行う活動を支援し、水産業・漁村の活性化を図る。近年問題となっている磯焼け対策のため、藻場の保全活動を行います。

補 助 率	活動費×補助率3/10 （県15%、町15%）
そ の 他	国費7割補助については、県協議会から地元協議会へ直接交付。

漁業活動に係る支援

●農林漁業振興事業補助金

国や県の補助対象とならない漁業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整えます。

実施主体	個人又は法人
補助範囲	事業費5万円を超える金額（税別）
補 助 率	漁協組合の正組合員1/2 漁協組合の准組合員1/3
補助金額	上限50万円



船外機


船舶用レーダー

その他支援

●地産地消推進事業

【みかんジュース】

　学校にみかんジュースを提供することで地産地消を図ります。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒

期間：５～10月（月２回）

【ジビエ給食】

　学校給食にジビエを提供することで地産地消及び普及啓発を図ります。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒

年間３回程度（メンチカツなど）



給食提供の様子

【魚給食】

　魚離れが叫ばれている今日、町内の児童生徒に地産地消を目的に魚などの海産物を提供し、伊方町が誇る水産業の普及を行います。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒

頻度：毎月１回（鯛めしなど）

●森林環境譲与税活用事業

・新生児を対象として、木のおもちゃを贈ります。

・公共施設に木質遊具を整備

　※いずれも愛媛県産材



（乳幼児用コマ「風花」）



（木質遊具「MOKKAN」）

●豚熱ワクチン支援事業（畜産業）

　恒久的に接種が必要であることから、ワクチン接種に係る補助を行うことにより安定した生産活動を支援します。

お問い合わせ窓口

担当課・係	所在地	電話番号
農林水産課農業等支援係	伊方町湊浦1993番地1　本庁2階	0894-38-2658
農林水産課水産業支援係	伊方町湊浦1993番地1　本庁2階	0894-38-2651
農業委員会	伊方町湊浦1993番地1　本庁2階	0894-38-2658
瀬戸支所	伊方町三机乙3003番地6	0894-52-0111
三崎支所	伊方町三崎692番地	0894-54-1111